

企業の障害者雇用 貸し農園で橋渡し

社員として農作業 定着率97%

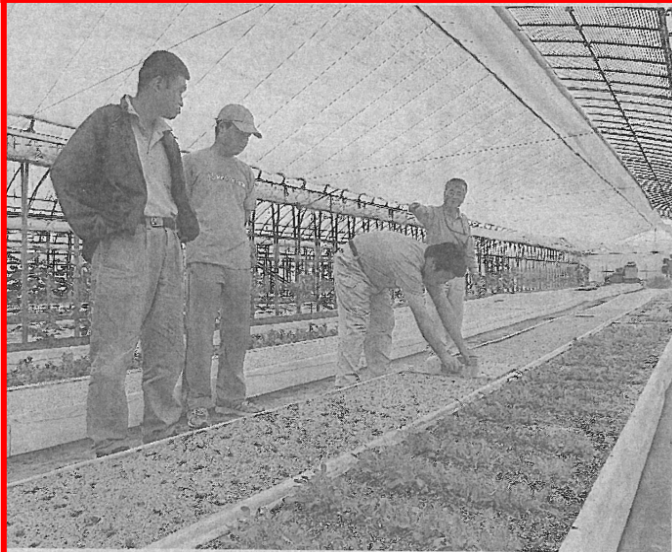
障害者の就業促進のため企業に義務づけられた法定雇用率[■]。多くの企業で達成できていない中、県内の農園を企業に貸し出し、研修を積んだ障害者を雇用してもらう取り組みが成果を上げている。

支援会社が市原などで取り組み

市原市のJRR内房線五井駅から車で約15分。3・5畝の敷地にビニールハウス50棟が並ぶ。障害者就労支援会社「エスブループラス」（本社・東京）が運営する「わーくはびねす農園」。トマトや小松菜、メロンなどの約20種類の農作

物が栽培されている。

一画で知的障害のある3人が種まきや水やりをしていた。その一人、和田啓二さん(20)は「野菜が成長していくのが楽しい」。指導する農園長の中嶋照雄さん(68)は「言うことが伝わらなかつたり、ぎこちない動作だつたりなど個人差はあ



農園長の中嶋照雄さんの指導を受けて農作業をする＝市原市今富

法定雇用率

障害者雇用促進法で義務づけられる。2013年に2.0%に引き上げられた。15年4月からは雇用数の不足にに応じて納付金(1人あたり年60万円)の支払い義務が生じる企業の規模が従業員数「200人超」から「100人超」に引き下げられた。雇用義務がある企業数は約8万5千社とされるが、達成企業は44.7%(14年)にとどまる。改善がみられない場合は企業名の公表もある。

るが、個性を引き出せるよう気を配っている」。

3人と中嶋さんは都内のIT企業「ネオス」の従業員。支援会社がネオスに農園を貸し出している形だ。

2011年3月に市原、昨年4月に長南町で農園を開設し、これまでに約160人の知的障害者が就職した。メーカーやパレル、外食、IT会社など約40社が農園の利用料を払って障

害者を直接雇う。

就業希望者はまず農園内にある「障がい者就職塾」

で農業を学び、実際の訓練で仕事を覚えてから支援会社が企業に橋渡しする。ほぼ同じ環境で仕事に移るため、抵抗感は少ない。収穫された農産物は企業が無償配布したり、社員食堂の食材に活用したりして、従業員からも喜ばれる。納期がなく、働く障害者へのストレスも少ないという。

現在は15社の企業が「予約待ち」の状態で、今年中

に県内にもう2カ所農園を増やす計画だ。

雇用先から支払われる最低賃金と障害者年金を合わせれば月十数万円の収入となることもあり、定着率は97%に上る。

支援会社の和田一紀事業部長(40)は「障害者を雇おうにも各企業で適性にあつた仕事があるとは限らない。この方式なら、実際に学んだ農業をそのまま実践に生かし、働き続けることができるメリットは大きい」と話している。(上田学

高校生「かまたんナシ」作り

ナシの生育期を迎え、鎌ヶ谷市梨業組合(鈴木吉夫 組合長、173戸)と県立鎌ヶ谷高校美術部、市がコ



鎌ヶ谷、特産品知名度アップ願い

高校生に地元産品のナシを知ってもらい、「かまたん」の似顔絵を描いてもらうことで鎌ヶ谷産ナシの知名度を高めようとの企画。同校美術部の松村美咲部長(2年)ら1、2年生部員9人が、「かまたん」とともに鈴木組合長のナシ畑を訪れた。直径6センチ前後に育った「豊水」の実に彫刻用のニードル(針)で表皮を刻むようにして「かまたん」の顔を描いた。普段は油絵に取り組み松村部長は「ナシのカラーは